

平成十四年一月二十五日受領
答 弁 第 三 五 号

内閣衆質一五三第三五号

平成十四年一月二十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員北川れん子君提出「天災時における新幹線鉄道の深夜・早朝走行」に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員北川れん子君提出「天災時における新幹線鉄道の深夜・早朝走行」に関する質問に対する
答弁書

一について

新幹線鉄道の列車を運行している鉄道事業者においては、天災などにより通常の営業時間帯ではない深夜から早朝にわたって列車を走行させざるを得ない場合がまれにあるが、このような場合には、長時間にわたり列車内に留め置かれた乗客を一刻も早く目的地に輸送することが求められること等から、沿線住民の生活環境に通常の営業時間帯と同様の配慮をした上で列車を走行させることは、やむを得ないと考えている。

二及び三について

新幹線鉄道の列車の走行に伴う騒音については、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定に基づく新幹線鉄道騒音に係る環境基準を達成すべく、当面の対策として、新幹線鉄道の列車を運行している鉄道事業者に対して、騒音の値を沿線の住宅の集合度合いに応じて順次七十五デシベル以下にするよう、また、振動については、その値を七十デシベル以下にするよう指導しているところである。

天災などにより深夜から早朝にわたって列車を走行させる場合にあっては、乗客を一刻も早く目的地に輸送する必要性等から、右基準にしたがって列車を走行させることは、やむを得ないと考えている。

今後とも、このような考え方で西日本旅客鉄道株式会社を含めて新幹線鉄道の列車を運行している鉄道事業者を指導していくこととしている。